

立川市公団下水道台帳

2 8 4 3 - 2

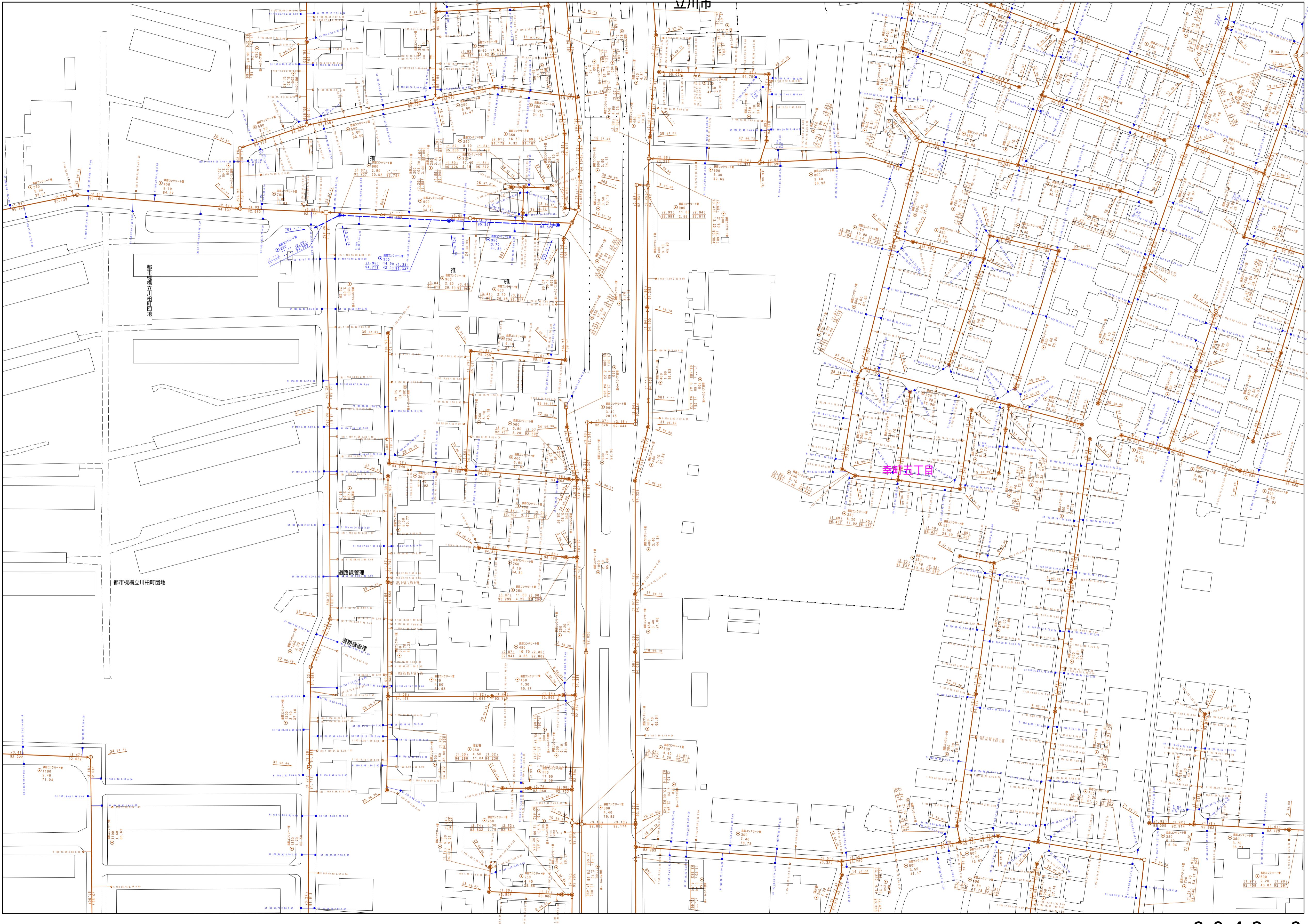
3 - 3	2 7 4 3 - 4	2 7 4 4 - 3
3 - 1	2 8 4 3 - 2	2 8 4 4 - 1
3 - 3	2 8 4 3 - 4	2 8 4 4 - 3

## 立川市

2 8 4 3 - 2

縮尺 1 / 750

A horizontal scale bar representing 150 meters. The scale is marked at intervals of 15 meters from 0 to 150. Vertical tick marks are present at each 15m interval, and a single vertical line is drawn at the 75m mark.



	凡例	名 称
マ ン ホ ー ル （ 人 孔 ）	(○)	標準 1号マンホール（内径90cm）
	(○)	標準 2号マンホール（内径120cm）
	(○)	標準 3号マンホール（内径150cm）
	(○)	標準 4号マンホール（内径180cm）
	[H5]	標準 5号マンホール（内法210×120cm）
	[H6]	標準 6号マンホール（内法260×120cm）
	[H7]	標準 7号マンホール（内法300×120cm）
	(○)	組立 0号マンホール（内径75cm）
	(○)	組立 1号マンホール（内径90cm）
	(○)	組立 2号マンホール（内径120cm）
	(○)	組立 3号マンホール（内径150cm）
	(○)	組立 4号マンホール（内径180cm）
	[K1]	組立 矩形マンホール（内法90×60cm）
	(○)	組立 方円形マンホール
	[T1]	特殊 特1号マンホール（内法90×60cm）
	[T2]	特殊 特2号マンホール（内法120×120cm）
	[T3]	特殊 特3号マンホール（内法150×120cm）
	[T4]	特殊 特4号マンホール（内法180×120cm）
	(○)	小型マンホール（内径30cm）
	□	特殊 特殊マンホール
	□	特殊 分水マンホール
	(○)	特殊 円形特殊人孔
	[T]	特殊 矩形特殊人孔
	(○)	特殊 特殊マンホール（桿使用）
	(△)	樋円 樋円形マンホール（内法120×90cm）
	□○	伏越マンホール（上流）
	□	伏越マンホール（中流）
	○□	伏越マンホール（下流）
	□○	伏越分水マンホール（上流）
	○□	伏越分水マンホール（下流）
	□○	伏越防潮扉付マンホール（上流）
	○□	伏越防潮扉付マンホール（下流）
	☆	ダミー人孔
変 化 点 又 は 結 合 点	▶	取入口、吐口、局外管取入口等
	▶▶	処理場、ポンプ所への流入部または流出部
	—	私道取入管上流部又は道路管理者区分点
	(A)	空気弁
	☒	制水弁
	(D)	泥吐
	(C)	点検口（清掃口含む）
	□	下流方向調整部
注) マンホール、変化点及び接合点の色は 管渠と同じである。		
管 渠	→	合流枝線
	→	汚水枝線
	→	雨水枝線
	→	雨水枝線（L U渠）
	→	雨水吐管（枝線）
	→	合流幹線
	→	合流幹線（市町村）
	→	污水幹線
	→	污水幹線（市町村）
	→	雨水幹線
	→	雨水幹線（市町村）
	→	清流復活
	→	雨水吐管（幹線）
	→	処理場又はポンプ所からの放流渠
	→	合流圧送管枝線
	→	汚水圧送管枝線
	→	雨水圧送管枝線
	→	合流圧送管幹線
	→	合流圧送管幹線（市町村）
	→	污水圧送管幹線
	→	污水圧送管幹線（市町村）
	→	雨水圧送管幹線（市町村）
樹 及 び 取 付 管	●●●→	再生水管（中水道）
	——	光ファイバーケーブル連絡管
	--->	不明・その他
	→	仮取入れ管
	→	局外管
	→	汚泥管渠（枝線）
	→	泥吐き管（枝線）
	→	汚泥管渠（幹線）
	→	泥吐き管（幹線）
管 渠 断 面	□	矩形污水樹
	■	矩形雨水樹
	○	円形污水樹
	●	円形雨水樹
	——	取付管（色は樹と同色である）
	○	円形
	□	矩形
	●	馬てい
	○○	背割り（円形）
行政 境	○	卵型
	L U	L u型（U型渠）
	☒	背割り（矩形）
	□	複断面
	[K]	共同溝
	(○)	鞘管
	☆	その他
	□	台形
	○○	円形複数（矩形）
	○○○	円形複数（円形）
その 他	□○	矩形複数（矩形）
	□○○	矩形複数（円形）
	[K] □	共同溝（矩形）
	[K] ○	共同溝（円形）
	○○	横二条管
	○○○	インバート築造
	——	都県境
	——	市区境
	——	町境・丁目境
	——	排水区域
	●○●	振分記号（色は管渠、人孔と同色である）
	○○	副管記号（色は管渠、人孔と同じである）
	特	特定事業場